

営利業務の届出等に関する規程

(平成十五年十一月十二日会規第五十五号)

改正 平成一六年一月一〇日

同 一九年 三月 一日

同 二七年一月二日 四日

令和 三年 三月 五日

(目的)

第一条 この規程は、会則第二十八条の四の規定に基づき、
弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)第三十条第一
項及び第三項の規定による営利業務の届出並びに同条第
二項及び第四項の営利業務従事弁護士名簿に関し必要な
事項を定めることを目的とする。

(届出事項)

第二条 弁護士は、次の各号に掲げる場合には、あらかじめ、当該各号に定める事項を記載した営利業務従事届出書を所属弁護士会に提出しなければならない。

- 一 自ら営利を目的とする業務を営もうとするとき 商号及び当該業務の内容
- 二 営利を目的とする業務を営む者の取締役、執行役そ

- 1 -

の他業務を執行する役員(以下「取締役等」という。)
又は使用人になろうとするとき その業務を営む者の
商号若しくは名称又は氏名、本店若しくは主たる事務
所の所在場所又は住所及び業務の内容並びに取締役等
になろうとするときはその役職名

(添付書類等)

第三条 前条第二号の規定による届出をする弁護士は、営利を目的とする業務を営む者が法人である場合は、当該法人の登記事項証明書を添付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、所属弁護士会は、その会規又は規則で定めるところにより、電気通信回線による登記情報の提供に関する法律(平成十一年法律第二百二十六号)第八条第一項に規定する情報提供契約により当該法人の登記情報の送信を受けて確認する方法をもって登記事項証明書の添付を要しないものとすることができる。

(変更等の届出)

第四条 第二条の規定による届出をした弁護士は、その届出に係る事項に変更を生じたときは、遅滞なく、変更に係る事項を所属弁護士会に書面で届け出なければならない。届出に係る業務を廃止し、又は取締役等若しくは使

- 2 -

用人でなくなつたときも、同様とする。

2 前条の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(営利業務従事弁護士名簿)

第五条 弁護士会は、第二条及び前条の規定による届出に係る事項を記載した営利業務従事弁護士名簿を備え置く。

2 営利業務従事弁護士名簿は、公衆の縦覧に供する。

3 前項の縦覧の時間及び場所は、弁護士会の指定するところによる。

(弁護士会の通知)

第六条 弁護士会は、第二条及び第四条の規定による届出があつたときは、速やかに、届出があつた旨及び届出に係る事項を日本弁護士連合会に通知しなければならない。

(弁護士会の調査権等)

第七条 弁護士会は、所属の弁護士が第二条又は第四条の規定による届出を怠つた場合にあつてはその届出を、虚偽の届出をした場合にあつてはその訂正を、当該弁護士に勧告することができる。

2 弁護士会は、所属の弁護士がこの規程に違反すると疑

- 3 -

うに足りる相当の理由があるときは、第二条に規定する事項に関し、当該弁護士に報告を求めることができる。

3 前項の規定により報告を求められた弁護士は、速やかに、所属弁護士会に報告しなければならない。

附 則

この規程は、平成十六年三月一日から施行する。

附 則 (平成一六年一月一〇日改正)

第一条の改正規定は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成一九年三月一日会規第七九号)

弁護士法及び商業登記法の改正、総合法律支援法の制定並びに法律事務所等の名称等に関する規程等の制定等に伴う会規(外国特別会員関係を除く。)の整備に関する規程 (第三条改正)

この規程は、平成十九年三月一日から施行する。

附 則 (平成二六年一月五日会規第一〇二号(平成二七年一月二日一部改正))

外国法事務弁護士法人制度創設に係る外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部改正に伴う会規(外国特別会員関係を除く。)の整備に関する規程

- 4 -

第一条、第二条、第四条、第五条、第七条

改正)抄

第一条 この規程は、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第二十九号)の施行の日から施行する。

(平成二十七年政令第四一四号で平成二十八年三月一日から施行)

附 則 (令和三年三月五日改正)

第三条の見出し及び同条第二項(新設)の改正規定は、令和三年六月一日から施行する。